

お知らせ【重要】

平成 28 年 6 月 2 日

最低制限価格（調査基準価格）算出方法の改正について

小 浜 市

【改正の趣旨】

地域建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえたダンピング等の更なる対策強化を図るため、最低制限価格（調査基準価格）の基礎となる算出方法を次のとおり改正します。

また、最低制限価格（調査基準価格）算出については、電子入札システムの開札の直前に福井県仕様の最低制限価格計算システムに準じ、ランダム係数を加え算出する方法とします。

【改正の概要】

1 算出方法

改正前	改正後
<p>○基礎となる算出方法</p> <p>①直接工事費の100%の額 ②共通仮設費の90%の額 ③現場管理費の80%の額 ④一般管理費等の55%の額 ⑤消費税</p> <p>{(①+②+③+④+⑤) ÷ 設計額 +ランダム係数} × 予定価格</p>	<p>○基礎となる算出方法</p> <p>①直接工事費の100%の額 ②共通仮設費の90%の額 ③現場管理費の90%の額 ④一般管理費等の55%の額 ⑤消費税</p> <p>{(①+②+③+④+⑤) ÷ <u>設計額</u> <u>+ランダム係数</u>} × <u>予定価格</u></p> <p><u>開札の直前に電子入札システム内で実施</u></p>
<p>○設定範囲</p> <p>上限：予定価格の100分の92 下限：予定価格の100分の80</p>	<p>○設定範囲</p> <p>上限：予定価格の100分の92 下限：予定価格の100分の80</p>

※ 最低制限価格（調査基準価格）の基準となる価格は、上記算出方法により得た額を基準として設定する。

※ ランダム係数：0～1%以内（0.000000～0.010000）

※ 予定価格の92%を超える場合 （0.91+ランダム係数）×予定価格
予定価格の80%未満の場合 （0.80+ランダム係数）×予定価格

【適用日】

平成 28 年 6 月 15 日以降に入札公告等を行う工事から適用します。